

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月21日

【事業年度】 第36期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 全国保証株式会社

【英訳名】 ZENKOKU HOSHO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 英治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03 - 3270 - 2300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 青木 裕一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03 - 3270 - 2300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 青木 裕一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
営業収益 (百万円)	21,159	25,030	27,039	29,507	31,918
経常利益 (百万円)	5,014	11,361	15,509	24,115	26,303
当期純利益 (百万円)	2,037	6,807	9,381	15,112	17,204
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	2,613	10,681	10,681	10,681	10,684
発行済株式総数 (株)	292,560	34,429,100	68,858,200	68,858,200	68,860,980
純資産額 (百万円)	24,100	39,339	47,288	60,524	74,112
総資産額 (百万円)	149,901	176,414	195,834	213,970	235,520
1株当たり純資産額 (円)	411.89	571.32	686.76	879.81	1,077.02
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	800.00 (-)	43.00 (-)	30.00 (-)	48.00 (-)	55.00 (-)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	34.82	120.49	136.24	219.68	250.20
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	219.65	250.15
自己資本比率 (%)	16.1	22.3	24.1	28.3	31.4
自己資本利益率 (%)	8.9	21.5	21.7	28.0	25.6
株価収益率 (倍)	-	14.6	20.0	20.5	15.3
配当性向 (%)	11.5	17.8	22.0	21.8	22.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,881	18,108	22,849	22,803	26,082
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,806	21,804	10,264	29,871	2,323
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	234	7,771	1,479	2,335	3,304
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	9,459	13,535	24,641	15,238	40,339
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	185 〔59〕	197 〔69〕	208 〔65〕	212 〔68〕	238 〔82〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 平成24年9月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成26年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 当社は、第35期より「株式給付信託(J-E S O P)」を導入しております。本制度の導入に伴い、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり情報の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
6. 第32期から第34期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 第32期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

2【沿革】

提出会社は昭和56年2月東京都千代田区大手町において厚生年金転貸住宅資金融資制度の信用保証を目的とする会社として、全国保証株式会社を創業いたしました。以後、信用保証の範囲および業務規模を拡大しながら現在に至っております。全国保証株式会社設立以後の経緯は、次の通りであります。

年月	概要
昭和56年2月	東京都千代田区大手町に信用保証事業を目的として全国保証株式会社(資本金50百万円)設立
昭和56年4月	厚生年金転貸住宅融資の保証業務開始
昭和61年3月	大阪事務所開設(現 大阪支店)
昭和62年4月	横浜事務所開設(現 横浜支店)
昭和62年4月	団体信用生命保険事業開始
昭和63年9月	保険料ローン保証業務開始
平成4年12月	横浜市住宅供給公社の保証業務開始
平成6年12月	住宅供給公社の保証業務開始
平成7年8月	札幌事務所開設(現 札幌支店)
平成9年7月	民間金融機関の住宅ローン保証業務開始
平成10年5月	保証債務残高1兆円達成
平成11年10月	福岡営業所開設(現 福岡支店)
平成12年4月	川崎市居住支援制度施行に伴い家賃保証業務開始
平成12年7月	信金中央金庫と代理貸付に関して業務提携開始
平成13年1月	民間金融機関の教育ローン保証業務開始
平成14年4月	「住まいる いちばん」、「200%借換住宅ローン保証」の取扱い開始
平成14年4月	名古屋支店、仙台支店開設
平成14年5月	新潟営業所開設
平成14年6月	債権管理センター開設
平成15年1月	広島支店開設
平成15年3月	保証債務残高2兆円達成
平成15年4月	金沢営業所開設(現 金沢支店)
平成16年9月	保証債務残高3兆円達成
平成17年1月	民間金融機関のアパートローン保証業務開始
平成17年5月	宮崎営業所開設
平成17年5月	プライバシーマーク付与認定
平成17年7月	「住まいる いちばん プラス」の取扱い開始
平成17年8月	「がん保障特約付団体信用生命保険」の取扱い開始
平成17年9月	保証債務残高4兆円達成
平成18年3月	「住まいる サポート」の取扱い開始
平成18年9月	「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」の取扱い開始
平成19年3月	保証債務残高5兆円達成
平成19年4月	本店営業部と本社審査部の一部業務を統合し、本店を開設
平成19年5月	「住まいる アシスト」の取扱い開始
平成20年9月	保証債務残高6兆円達成
平成22年4月	株式会社全国ビジネスパートナーを設立
平成22年10月	「住まいる 借換 ワイド」の取扱い開始
平成23年3月	保証債務残高7兆円達成
平成24年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
平成25年3月	保証債務残高8兆円達成
平成26年4月	民間金融機関のカードローン保証業務開始
平成26年9月	「住まいる いちばんネクスト」の取扱い開始
平成27年3月	保証債務残高9兆円達成
平成27年4月	高松営業所開設
平成27年4月	「団体信用就業不能保障保険」の取扱い開始
平成27年10月	「住まいる いちばんセレクト」の取扱い開始
平成28年3月	保証債務残高10兆円達成

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社および非連結子会社の株式会社全国ビジネスパートナーの2社より構成され、住宅ローン保証を中核とした「信用保証事業」を行っております。

当社の事業は「信用保証事業」という単一セグメントであることから、以下の内容は信用保証事業に関するものであり、株式会社全国ビジネスパートナーは当該事業において当社よりシステム業務および一部の事務業務の代行を受託しております。

金融機関等が行う住宅ローン融資は、一般的には不動産への担保設定や連帯保証人による保証を前提として行われておりますが、これは返済期間が20年～30年と長期に亘り、概して借入金額が他の個人ローンより多額である場合が多く、万が一借入人が返済不能に陥るリスクを考慮しているためであります。

不動産への担保設定には、借入人が返済できなかった場合に金融機関等が抵当権の実行により回収できるという役割があります。また、連帯保証人による保証には、借入人が返済できない場合に当該保証人は代わりに返済を行う義務があるため、金融機関等が連帯保証人へ返済を請求できる役割があります。

しかしながら、住宅ローンは借入金額が多額になる場合が多いことから連帯保証人の負担も非常に大きなものとなります。

このため、当社のような信用保証会社が保証料を申し受け、金融機関からの借入に対しての連帯保証人の役割を果たすことにより、借入人は住宅ローンの申し込みを円滑に行うことができます。また、金融機関としても、当社が連帯保証人になることにより、借入人に対する貸倒リスクを低く設定したなかでの金利設定が可能となるため、融資事業の促進が可能になります。

(1) ビジネスモデルについて

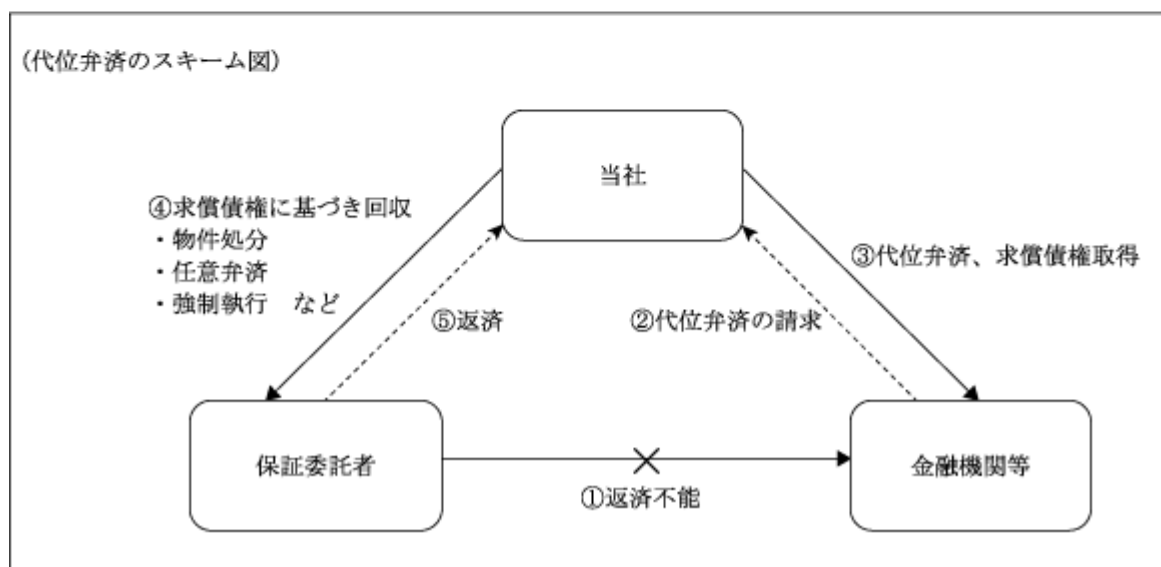
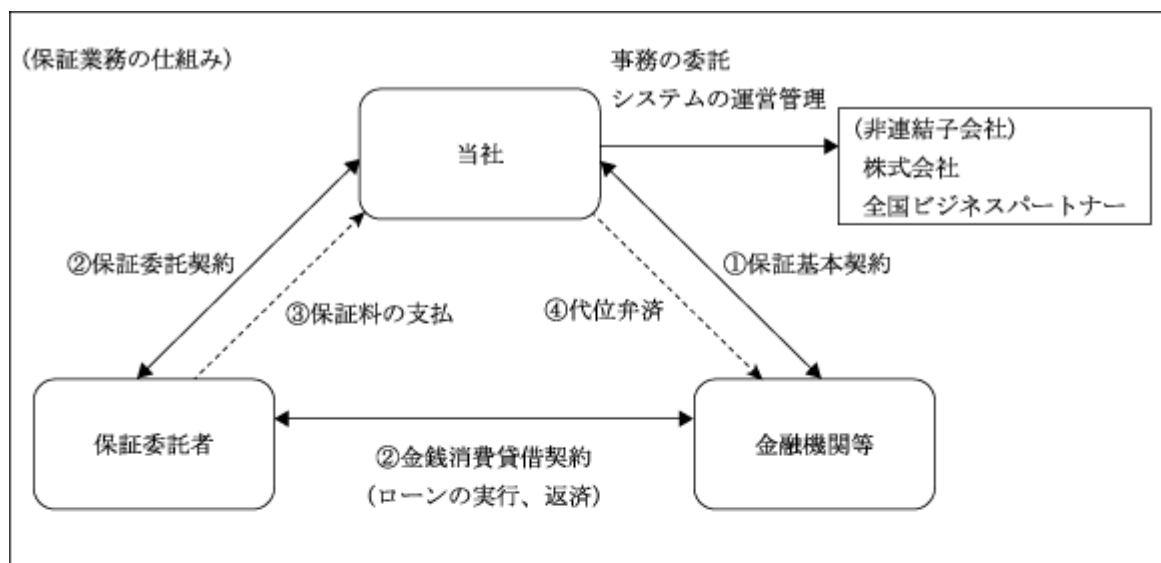
当社の信用保証事業は、住宅ローン等を希望する借入希望者(以下、住宅ローン等の借入人を「保証委託者」といいます。)の連帯保証を引き受けることとなりますが、保証委託者は、当社が保証基本契約を締結している金融機関等を通して当社に保証委託申し込みを行い、当社においては、保証委託者の属性情報や担保物件の状況などを基に審査判断を行った後、連帯保証を引き受けることとなります。

保証料に関しては、当社保証期間に対応する保証料を保証開始時に原則一括で保証委託者より受領し、保証期間に応じて収益計上をしております。一括して受領した保証料については、今後発生する代位弁済に備えるため、安全性の高い預金、国債等の低リスク商品を中心に保有・運用を行っております。

保証委託者が借入後に返済不能に陥った場合には、当社は金融機関等との保証基本契約に基づき、金融機関等あてに代位弁済を履行のうえ、求償債権を取得して保証委託者に代位弁済金額の返済請求を行います。保証債務に関しては、今後発生し得る代位弁済発生による損失額を見積り、債務保証損失引当金を計上しております。

代位弁済後において、当社は取得した求償債権を基に保証委託者から回収を図ることになります。当社は求償債権回収の基本方針として回収期間の短縮化と回収金額の最大化を掲げております。殆どの求償債権には不動産担保が設定されているため、保証委託者の実態に応じた物件売却(任意売却・競売)を実施し、迅速かつ最大限の回収に努めております。なお、求償債権に関しては貸倒金額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

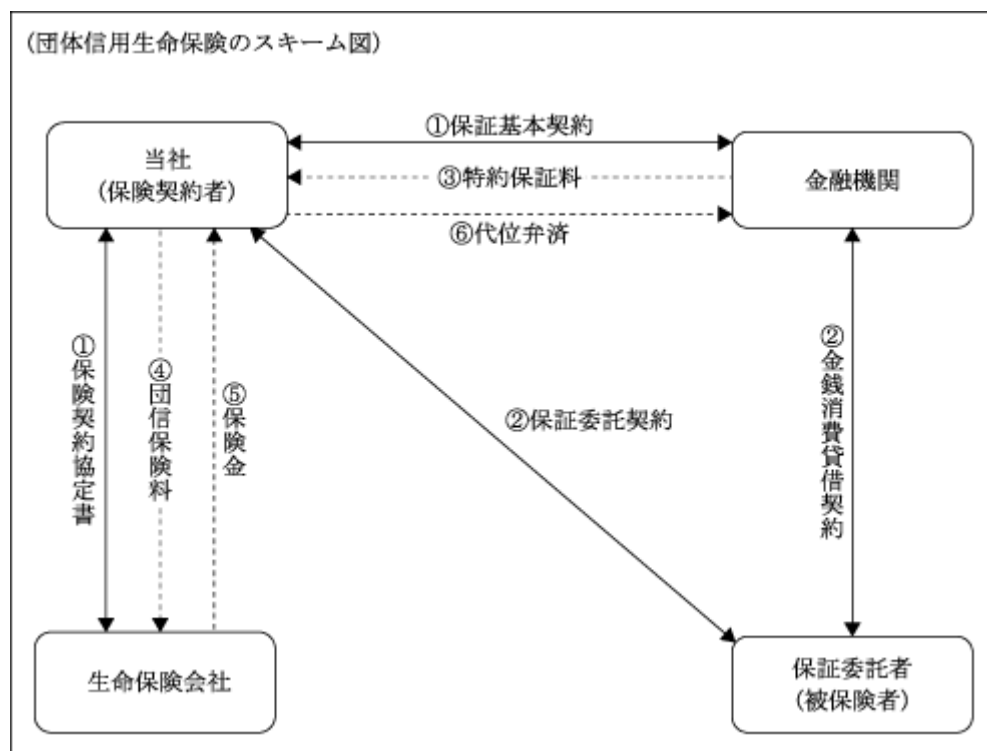
信用保証業務の流れ



当社取扱いにおいては、保証委託者が団体信用生命保険に原則加入しております。当社の団体信用生命保険は、当社が保険契約者、保証委託者が被保険者となり、当社指定の保険会社の保険へ融資実行と同時に加入する仕組みとなっております。その際、当社は金融機関より他の団体信用生命保険との商品競合性を加味して設定した特約保証料を受領し、団体規模や加入者の構成に基づき算定される団信保険料を保険会社に支払っております。

団体信用生命保険に加入することにより、保証委託者が償還期間の途中での死亡や高度障害状態になった場合等に、債務残高と同額の保険金が保険会社から当社に支払われ、その保険金をもって当社は金融機関に代位弁済を行い、金融機関はその代位弁済金をもって当該債務の返済に充当します。

金融機関は債権回収にかかる諸手続を省略することが可能になり、保証委託者側も保険金の支払いによって家族が多額の債務を負担することがなくなります。



(2) 当社の特徴

当社と同様の住宅ローン等に係る信用保証業務は金融機関等系列の保証会社等でも行われておりますが、当社はこれらの保証会社等とは異なり、特定の金融機関や業界等の制限を受けない独立系の保証会社として、幅広い契約先と全国的に事業を展開しております。

全国的な事業展開により、当社は特定金融機関の経営リスクや狭い範囲の地域経済圏の影響を受けることなく、保証リスクの分散が可能となります。また、当社は日本各地の主要地域に店舗を設置し、地域密着型の営業体制を構築するとともに、「(3)当社保証商品について」に記載している保証商品等の提供を行っております。

(3) 当社保証商品について

当社は、これまでの保証案件の引き受けを通じて、代位弁済に至った保証委託者の属性等について分析を行い、新商品の開発、既存商品の改訂等を継続的に実施しております。現在当社が取扱っている主な保証別の商品特徴は以下の通りであります。

住宅ローン保証

当社の信用保証事業の中核となる保証であり、諸費用を含む住宅取得資金や借換資金、リフォーム資金など、お客様の様々なニーズにお応えすることが出来る、多様な商品を揃えております。保証料につきましては、担保評価による区分と勤続年数や年収などの要件による区分を設けております。

特に、基幹商品において、担保や属性の優良なお客様はより低廉な保証料がご利用いただけるように段階的な保証料体系を設定しております。

また、当社では、前述の通り当社が保証を引き受けるに際して保証委託者には団体信用生命保険に原則加入していただいております。

教育ローン保証

教育資金借入を保証する商品であり、一度に必要な額をご利用いただける証書貸付形式のほか、極度枠を設け、必要なときに随時ご利用いただける当座貸越形式にも対応しております。資金使途につきましても、学費・受験費用以外の資金にも幅広く対応しております。

アパートローン保証

賃貸住宅建設費用の借入を保証する商品であり、返済負担割合や担保状況に応じて段階的な保証料体系を設けております。

カードローン保証

当社保証付の住宅ローンをご利用、又は既に利用中の方がカードローンを利用する場合に保証する商品であり、煩雑な手続きが不要で繰り返し自由に借入・返済が可能です。

用語解説

- 代位弁済：当社に保証委託された方が、金融機関への借入金返済が履行不能になった場合に、当社が保証委託者に代わって返済を行うことです。
- 求償債権：当社が保証委託者の借入金を代位弁済したことにより、保証委託者に対して返済を請求する権利に基づいた債権のことです。
- 任意売却：任意売却とは債務者と債権者の間に仲介者が入り、不動産を競売にかけずに、債務者・債権者・不動産の購入者の3者が合意した価格で売却を成立させる取引です。
- 競売：競売(担保不動産競売)は、抵当権に基づき裁判所を通じて売却する方法です。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
238〔82〕	34.6	7.4	6,861

- (注) 1. 従業員数算定にあたっての従業員とは、執行役員3名を含む正社員を指し、社外への出向者8名を含んでおりません。
2. 契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員は、〔 〕内に年間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたっては、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算し、育児・介護休業等の休職・休業期間は通算していません。
4. 平均年間給与は、第36期事業年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)において、各月の対象となる従業員に支給した給与・基準外賃金の平均支給額ならびに各賞与の平均支給額を加算したものを記載しております。
5. 当社は信用保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員の記載を省略しております。
6. 前事業年度末に比べ従業員が26名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、アジア新興国の経済成長に対する減速懸念等の影響により先行きに不透明感が残るものの、政府の各種経済対策や日本銀行の金融緩和策を背景として企業収益や雇用・所得環境の改善が続 き、個人消費も底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が続きました。

住宅市場につきましては、政府による住宅取得の促進に向けた施策の効果等により新設住宅着工戸数は前年度を上回るなど、持ち直しの傾向となりました。住宅ローン市場におきましては、長引く低金利情勢を背景に、金融機関による獲得競争は一段と激化しております。

このような事業環境のもと、当社は「保証事業の拡大」、「統合リスク管理制度の活用」ならびに「企業価値の向上」の課題を中心に、各種施策に取り組んでまいりました。

保証事業の拡大におきましては、既存提携金融機関との取引深耕および未提携金融機関との新規契約締結に取り組んでまいりました。既存提携金融機関との取引深耕につきましては、新たな営業拠点となる高松営業所を開設し、店舗ネットワークを拡充するとともに、当社保証の利用率向上を目的として商品ラインナップに新無担保商品「住まいる いちばんセレクト」を追加し、より多様なニーズへの対応を図りました。さらに、カードローン保証の対象を、新規に当社保証をご利用いただくお客様だけでなく、既にご利用いただいているお客様にも拡大いたしました。また、例年ご好評いただいておりますキャンペーンを実施し、住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。一方、未提携金融機関との新規契約締結につきましては、積極的な営業活動を展開した結果、当事業年度において銀行2行、信用組合1組合、JA18組合、労働金庫1金庫、その他1社の合計23機関と契約締結に至りました。この他、他社の保有する住宅ローン保証債務の引き受けを実施し、保証債務残高を積み上げました。

統合リスク管理制度の活用におきましては、統合リスク管理態勢の構築により、主要なリスクである信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクの総合的なリスク計量化を行い、収益管理、経営資源の効率的配分等に活用しました。

企業価値の向上におきましては、活力ある企業風土を醸成するための労働環境の改善に向けた施策の検討や、内部統制システムの機能強化に取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、営業収益は31,918百万円（前期比8.2%増）となりました。利益につきましては、営業利益は25,125百万円（前期比12.3%増）、経常利益は26,303百万円（前期比9.1%増）、当期純利益は17,204百万円（前期比13.8%増）となり、営業収益、営業利益、経常利益および当期純利益は、それぞれ過去最高の数値を更新いたしました。

なお、当社は信用保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、営業活動により26,082百万円、投資活動により2,323百万円それぞれ増加し、財務活動により3,304百万円減少した結果、前事業年度末より25,101百万円増加し、40,339百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は26,082百万円となりました。主な増加要因は税引前当期純利益26,303百万円、長期前受収益の増加額10,188百万円等であります。一方、主な減少要因は法人税等の支払額7,609百万円、債務保証損失引当金の減少額2,201百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、増加した資金は2,323百万円となりました。主な増加要因は定期預金の払戻による収入120,555百万円、有価証券の売却及び償還による収入12,670百万円、金銭の信託の解約及び配当による収入10,065百万円等であります。一方、主な減少要因は定期預金の預入による支出123,350百万円、有価証券の取得による支出12,000百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は3,304百万円となりました。減少要因は配当金の支払額3,304百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメント別に示すと、次の通りであります。

セグメント名	金額(百万円)	前年同期比(%)
信用保証事業	31,918	108.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化による人口・世帯数の減少により新築住宅市場は縮小していくことが見込まれるものの、中期的には中古・リフォーム市場の拡大が予想されます。

こうした事業環境を踏まえ、当社では2014年度から2016年度の3年度を計画期間とする中期経営計画を策定しております。事業規模の拡大、リスク管理制度の高度化、企業価値の向上、の3つの基本方針に基づき、「今までに築き上げてきた事業基盤とネットワークを最大限に活用し、信用保証会社として確固たる地位を構築する」というビジョン達成に取り組んでまいります。

(1)保証事業の拡大

当社の事業規模を持続的に拡大していくためには、700先を超える既存提携金融機関による当社保証の利用率向上に加え、未提携金融機関との新規契約締結の増加が必要なものと認識しております。特に、住宅ローンの取扱量が多い銀行業態につきましては、全国13の拠点網を活かしたきめ細やかなサービスの提供により、更なる取引深耕を図ってまいります。また、当事業年度においてスキームを確立した吸収分割による他保証会社の保証債務引き受けにつきましても、継続した情報収集を行い、ニーズの把握に努めてまいります。

一方、増加する業務量に対応するべく、適切な人員配置はもとより、システムの改修、電子化の推進など業務プロセスの見直しを行い、効率化を図ってまいります。

(2)統合リスク管理制度の活用

住宅ローン保証会社として持続的な成長を続けるためには、適切なリスク管理による経営の健全性を確保することが重要であると認識しております。主要なリスクである信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクについてリスク計量化を行い、これらを統合して経営体力と比較することによって管理する統合リスク管理制度を運用しております。この制度を有効に活用し、収益計画と関連付けてリスク量の推移や変化を継続的にモニタリングし、リスクコントロール、収益管理、自己資本の充実度検証など、経営管理の強化に努めてまいります。

(3)企業価値の向上

当社の保証債務残高は10兆円規模となっており、上場企業・信用保証会社としての社会的責任は益々増しているものと認識しております。信用保証会社としての強固な財務基盤の構築、活力ある企業風土を醸成するための組織の活性化、内部統制システムの機能強化・充実に継続的に取り組み、企業価値向上に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクのうち、投資者の判断に重要な影響を与える可能性があると考えられるリスクは主に以下の通りであります。

これらのリスクを認識したうえで、リスクの発生の回避に向けた対応を推進するとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努めております。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 景気、金利および住宅市場の動向等の外部環境による影響

当社は、主に保証委託者が金融機関等から借入れを行う住宅ローンに対して連帯保証をすることを中核とした「信用保証事業」を行っているため、保証委託希望者の心理動向、市場金利の動向、住宅の建設動向、消費税やその他不動産に係る税制の改正、日本国内の人口減少等の影響を受ける可能性があります。

そのため、住宅購入意欲の低減、住宅ローン金利の上昇、住宅ローン市場の縮小等が当社業績に影響を与える可能性があります。

(2) 信用リスク

代位弁済について

当社は、事業内容の特徴上、保証委託者の債務不履行が発生した際に金融機関等に対して代位弁済を行います。代位弁済の発生を防ぐために厳格な審査および延滞管理を行っております。

審査につきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者および審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。

また、信用リスクの高い案件については、審査部において審査および決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷いております。

延滞管理につきましては、延滞初期段階から金融機関と協調して債権管理業務に取り組み、代位弁済の発生低下に努めております。保証委託者の状況を早期に把握し、案件毎に対応方針を策定したうえで、延滞解消に向けた助言および督促を行っております。

しかし、国内外の著しい経済環境の悪化や金利上昇などが、保証委託者のローン返済に影響を及ぼし、代位弁済が増加する可能性があります。

債務保証損失引当金および貸倒引当金について

当社では、自己査定および償却・引当に関する規程に基づき、代位弁済前の保証債務について債務保証損失引当金、代位弁済後の求償債権について貸倒引当金を計上しております。これは、保証委託者の状況、保全状況および過去の一定期間における貸倒実績率ならびに回収可能性を控除した回収不能見込額を算定した予想損失額に対して計上しておりますが、実際の貸倒れが予想損失額を見積った前提を上回った場合や担保価値が下落した場合に、貸倒引当金の積み増し等により与信関連費用が増加する可能性があります。

(3) 市場関連リスク

金利変動に関するリスク

当社では、保証の引き受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理するため、債券ポートフォリオを構築する際に、各年限がほぼ均等な割合になるよう、ラダー型ポートフォリオの形成を目指しつつ、市場環境に応じながら保証委託者に対して負う当社の保証債務のデュレーション(残存期間)とのバランスを考慮しております。

金利の低下局面では、より低い金利水準を求めて期限前償還または繰上返済される債券ならびに満期を迎えて償還される資産を再投資した際の運用利回りは従前より低くなるため、平均運用利回りは低下いたします。当社の保証料はそのほとんどを一括して受領しており、運用利回りが低下することで、長期的な事業運営に影響を受ける可能性があります。

金利の上昇局面では、資産運用利回りの上昇により当社の資産運用ポートフォリオの収益力が向上する一方、債券の現在価値が下落し、当社の純資産にマイナスの影響を与える可能性があります。

信用に関するリスク

当社は、債券を含む有価証券や定期預金等の金融商品を保有しております。

信用格付けの引下げによる債券価格の下落、債券の債務不履行(デフォルト)、運用先の金融機関の破綻等が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

為替変動に関するリスク

当社が保有する有価証券の一部には、為替市場の動向によって価格が下落する可能性のある有価証券が含まれております。価格の下落により、保有有価証券の評価損益の悪化、減損処理等による損失発生可能性があります。

株価変動に関するリスク

当社が保有する有価証券の一部には、市場性のある株式が含まれておりますが、株価が下落した場合に、保有株式に減損または評価損が発生する可能性があります。

(4) 流動性リスク

当社は、今後予想される代位弁済や保証委託契約の対象となるローンの繰上完済に伴う未経過保証料の返戻に対応するために十分な流動性を維持できるよう、保証債務および求償債権の管理と資産運用ポートフォリオの構築をしております。急激な景気後退等により代位弁済が急増した場合には、流動資産が減少し、その他の資産を不利な条件で解約や処分することを強いられる可能性があります。

(5) システムリスク

当社保証業務の多くの部分がシステム化していることから、コンピューターシステムの機器障害・回線障害ならびに誤作動等により、正常な業務運営が妨げられないようにシステム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。しかしながら、ソフトウェアの不具合や外部からの不正アクセス等により、システムの安定的な運用が困難となった場合、社会的信用に悪影響を及ぼし、新規保証申込が減少する可能性があります。

(6) 情報漏洩に関するリスク

当社では、多くの個人情報を保有しております。個人情報漏洩の発生を防ぐために個人情報保護関連の規程・細則を整備し、従業員に対する教育の徹底を実施しておりますが、万が一、個人情報が悪意のある第三者によるコンピューターへの侵入や役職員および業務委託先による人為的なミスや事故等により外部へ漏洩した場合、当社の信用が失墜し、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 事務リスク

当社では、不正確な事務処理あるいは事故および不正等による業務品質の低下を防止するために、各種規程や業務マニュアルに基づいた事務処理を徹底しております。また、各種業務をシステム化することにより、人為的ミスの少ない効率的な事務処理体制の構築を進めております。しかしながら、不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

(8) 法務・コンプライアンスリスク

当社は、業務を遂行するうえで様々な法令等の適用を受けており、その遵守に努めておりますが、これらの法令等の遵守ができなかった場合には、社会的信用に悪影響を及ぼし、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

また、これらの法令等が将来において変更・廃止され、あるいは、新たな法令が施行される可能性があり、その内容によっては、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(9) 風評リスク

金融業界を対象として、その業種柄、健全性を懸念する否定的な内容の報道、インターネット上の掲示板への書き込み等がなされ、拡散した場合にお客様や市場関係者間の評判が悪化することにより、当社の業務遂行および社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する仮定を含む様々な見積りに基づいているため、実際の結果が大きく異なる可能性があります。将来的な会計基準の変更により、当社が計上できる繰延税金資産の金額に制限が設けられる場合や、将来の課税所得見通しに基づき当社が繰延税金資産の一部を回収できないとの結論に至った場合には、繰延税金資産が減額される可能性があります。その結果、当社の財務内容および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 災害リスク

当社は、全国に事業を展開しておりますが、本社、営業拠点、事務専門子会社を東京都に有しており、万が一、東京都を含む広域の災害が発生した場合、あるいは東京都を中心とする局地的な災害等が発生した場合は、当社役員、事業所およびその他設備に甚大な被害が及ぶ可能性があります。

また、他の四半期会計期間と比較した時に第4四半期会計期間の営業収益の増加要因となる、当社が生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎに伴い得ている収入保証料について、大規模災害や感染症等の流行を原因として多くの死者が出ることにより減少した場合には、当社の業務遂行および財務内容、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 各種規制および制度等の変更に伴うリスク

当社では、現時点での法令、規則、政策および会計基準等に従って業務を遂行しておりますが、将来における規制および引当金の計上基準を含めた会計基準の変更といった各種制度の変更等が当社の業務遂行および財務内容、業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。財務諸表の作成にあたり、資産・負債の残高および収益・費用の金額に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績や現在の状況ならびに現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りを採用しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況」中、「1(1)財務諸表」の「重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

営業収益は、新規提携金融機関の増加や既存提携金融機関の利用率向上により保証債務残高および新規保証実行件数が順調に増加した結果、31,918百万円(前期比8.2%増)となりました。

営業費用は、6,793百万円(前期比4.7%減)となりました。債務保証損失引当金繰入額は代位弁済が減少したことにより1,800百万円(前期比36.9%減)となり、貸倒引当金繰入額は回収が順調に進んだことにより419百万円の戻入となりました。その結果、営業利益は25,125百万円(前期比12.3%増)となりました。

営業外収益は、有価証券利息574百万円(前期比38.1%減)を計上するなど1,205百万円(前期比31.4%減)となった一方、営業外費用は、合計で27百万円(前期比16.4%増)となりました。その結果、経常利益は26,303百万円(前期比9.1%増)となりました。

税引前当期純利益は26,303百万円(前期比9.1%増)となり、法人税等9,098百万円(前期比1.1%増)を計上した結果、当期純利益は17,204百万円(前期比13.8%増)となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて10.1%増加し、235,520百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて14.0%増加し、176,377百万円となりました。これは金銭の信託が減少したものの、現金及び預金が増加したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて0.2%減少し、59,143百万円となりました。これは投資有価証券が増加したものの、長期預金が減少したことなどによります。

負債合計は、前事業年度末に比べて5.2%増加し、161,407百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて8.7%減少し、27,071百万円となりました。これは債務保証損失引当金が減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて8.5%増加し、134,336百万円となりました。これは長期前受収益が増加したことなどによります。

純資産合計は、前事業年度末に比べて22.5%増加し、74,112百万円となりました。これは、利益剰余金が増加したことなどによります。

(4) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、営業活動により26,082百万円、投資活動により2,323百万円それぞれ増加し、財務活動により3,304百万円減少した結果、前事業年度末より25,101百万円増加し、40,339百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は26,082百万円となりました。主な増加要因は税引前当期純利益26,303百万円、長期前受収益の増加額10,188百万円等であります。一方、主な減少要因は法人税等の支払額7,609百万円、債務保証損失引当金の減少額2,201百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、増加した資金は2,323百万円となりました。主な増加要因は定期預金の払戻による収入120,555百万円、有価証券の売却及び償還による収入12,670百万円、金銭の信託の解約及び配当による収入10,065百万円等であります。一方、主な減少要因は定期預金の預入による支出123,350百万円、有価証券の取得による支出12,000百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は3,304百万円となりました。減少要因は配当金の支払額3,304百万円であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

受付件数、実行件数および新規保証実行金額

民間金融機関保証における受付件数、実行件数、新規保証実行金額につきましては、提携金融機関数の増加および当社保証の利用率向上により順調に増加しております。今後におきましても、金融機関のニーズに沿った保証商品・サービスを提供することにより、実行件数等の増加を図ってまいります。

最近3年間の民間金融機関住宅ローン保証における受付件数、実行件数、新規保証実行金額の推移は、以下の通りであります。

受付件数、実行件数、新規保証実行金額の推移(民間金融機関住宅ローン保証)

(単位：件、百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
受付件数	170,965	183,507	224,299
実行件数	54,129	54,422	64,228
新規保証実行金額	1,145,458	1,208,434	1,501,805

保証債務残高

保証債務残高および保有契約件数は、民間金融機関保証における住宅ローン保証が堅調に推移していることから、増加を続けております。これは、他社と差別化した保証商品のラインナップや多様な保証料設定を実施した結果と考えております。今後も、競合優位性のある商品・サービスの提供を継続し、未提携金融機関との新規契約促進および既存提携先の利用率向上を図り、保証債務残高を積み上げてまいります。

なお、公的住宅融資保証およびその他に含まれる家賃保証につきましては、新規保証の取扱いを停止しており、保証債務残高および保有契約件数は減少しております。

イ．最近３年間の保証債務残高および保有契約件数の推移は以下の通りであります。

保証債務残高および件数の推移

(単位：件、百万円)

	平成26年３月期		平成27年３月期		平成28年３月期	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	555,166	8,616,377	587,123	9,159,733	632,783	10,000,122
民間金融機関	522,079	8,451,122	557,307	9,017,903	606,269	9,879,371
住宅ローン	505,791	8,365,913	540,743	8,937,929	587,505	9,803,520
アパートローン	34	1,141	33	1,060	29	840
教育ローン	597	656	479	505	351	348
その他	15,657	83,409	16,052	78,406	18,384	74,662
公的機関	30,101	161,884	27,178	138,922	24,455	118,251
その他	2,986	3,370	2,638	2,908	2,059	2,499

ロ．最近３年間の民間金融機関住宅ローン保証にかかる債務残高および保有契約件数は以下の通りであります。

保証債務残高および件数の推移（民間金融機関住宅ローン保証）

(単位：件、百万円)

	平成26年３月期		平成27年３月期		平成28年３月期	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
民間金融機関	505,791	8,365,913	540,743	8,937,929	587,505	9,803,520
銀行	125,468	2,178,933	142,179	2,490,446	167,581	3,027,556
信用金庫	307,904	5,086,950	323,006	5,307,301	339,791	5,562,676
信用組合	29,452	381,821	30,579	393,444	31,518	403,651
ＪＡ	41,491	698,056	43,962	732,144	47,487	792,652
ＪＦ・労働金庫・その他	780	11,055	900	13,630	1,021	16,137
未提携	696	9,096	117	963	107	845

- (注) １．ＪＡとは農業協同組合、信用農業協同組合連合会を指します。
 ２．ＪＦとは漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会を指します。
 ３．未提携とは、合併や破綻した金融機関が保有していた当社保証付きの住宅ローン債権を引き継ぎ、当社と保証基本契約が未締結の金融機関を指します。

提携金融機関数

当社は外部の保証機関を求める金融機関等のニーズに応えるべく、多数の金融機関と保証基本契約を締結してまいりました。

近年の傾向として、系列保証会社への一極集中からリスク分散を図ることなどを目的とした外部保証会社導入の検討が進み、当社に対するニーズは高まっております。こうした状況を踏まえ、当社は、保証シェアの拡大を図るべく未提携金融機関へ新規契約締結に向けたアプローチを継続しております。

イ．最近３年間の金融機関業態別の提携金融機関数の推移は以下の通りであります。

業態別提携金融機関数

(単位：機関)

	平成26年３月末	平成27年３月末	平成28年３月末
銀行	73	81	83
信用金庫	251	254	252
信用組合	102	102	102
J A	243	248	263
J F・労働金庫・その他	23	24	26
合 計	692	709	726

- (注) １．J Aとは農業協同組合、信用農業協同組合連合会を指します。
 ２．J Fとは漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会を指します。
 ３．各事業年度末時点の提携金融機関数を集計しております。

ロ．平成28年３月末時点の店舗別の提携金融機関数は以下の通りであります。

店舗別提携金融機関数

(単位：機関)

	銀行				信用金庫	信用組合	J A	J F 労働金庫 その他
		都銀他	地方	第二地方				
札幌支店	2	0	1	1	17	6	41	1
仙台支店	14	0	9	5	27	12	20	3
新潟営業所	2	0	1	1	9	11	21	1
本店営業第一部	5	3	2	0	26	14	10	2
本店営業第二部	10	0	7	3	26	10	43	0
横浜支店	3	0	2	1	22	5	15	1
金沢支店	4	0	2	2	16	3	9	3
名古屋支店	7	0	3	4	24	7	10	1
大阪支店	7	0	6	1	32	11	44	4
広島支店	6	0	2	4	18	7	8	4
高松営業所	6	0	3	3	9	3	6	4
福岡支店	13	0	8	5	19	10	27	1
宮崎営業所	4	0	2	2	7	3	9	1
合 計	83	3	48	32	252	102	263	26

- (注) １．J Aとは農業協同組合、信用農業協同組合連合会を指します。
 ２．J Fとは漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会を指します。

延滞金額

保証委託者の延滞管理につきましては、延滞初期段階から金融機関と協調し、返済正常化を目的とした相談・助言を行っております。今後も、保証委託者の実態について早期把握に努め、コンサルティング機能の発揮を図ってまいります。

最近３年間の民間金融機関住宅ローン保証にかかる延滞金額の推移は、以下の通りであります。

延滞金額の推移(民間金融機関住宅ローン保証)

(単位：百万円)

	平成26年３月末 (金額：平成25年9月末時点)	平成27年３月末 (金額：平成26年9月末時点)	平成28年３月末 (金額：平成27年9月末時点)
延滞金額	24,461	24,530	23,611

(注) 延滞金額につきましては、延滞期間が３ヵ月以上の保証引受先を集計しています。

代位弁済金額および求償債権回収金額

イ．代位弁済金額

当社は、提携金融機関との保証基本契約に定める「保証債務履行の原因」の発生により、金融機関宛に代位弁済を履行します。履行原因は「債務履行遅滞が６ヵ月以上」、「債務履行の意思・能力が全くないと認められる場合」、「その他金銭消費貸借契約上の期限の利益喪失事由に該当した場合」となります。

延滞初期段階から、保証委託者の現状と将来の返済能力を早期把握することに努め、延滞長期化の防止および返済正常化への取り組みを強化しております。

最近３年間の代位弁済金額は、以下の通りであります。

代位弁済金額の推移

(単位：百万円)

	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
代位弁済金額	16,184	12,440	12,065

ロ．求償債権回収金額

当社が代位弁済後において取得する求償債権につきましては、その殆どに不動産担保が設定されております。当社では、回収期間の短縮化と回収金額の最大化を図るという基本方針に基づき、保証委託者の実態に応じた物件売却(任意売却・競売)を実施し、迅速かつ最大限の回収に努めております。

最近３年間の求償債権回収金額は、以下の通りであります。

求償債権回収金額の推移

(単位：百万円)

	平成26年３月期	平成27年３月期	平成28年３月期
求償債権回収金額	12,989	9,208	8,007

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の信用保証事業は、民間金融機関住宅ローン保証を中核としております。住宅ローン保証は、住宅市場や住宅着工戸数等に大きく影響を受けます。わが国の中長期的な住宅市場は少子高齢化を要因として縮小傾向が予測され、同じく民間住宅ローン市場(新規貸出額)も縮小傾向が続く見通しとなっております。しかしながら、年間新規貸出額が18兆円にものぼる民間住宅ローン市場の中で、当社保証シェアは数%程度であることから、提携金融機関の増加および当社保証の利用向上により拡大できる余地は十分に残されているものと捉えております。

当社が上場会社として今後も安定した配当を実施していけば、金融機関は資産査定において当社保証付の案件を「優良保証」に分類できるメリットがあります。その場合、金融機関において資産査定の見直し作業や引当金の計上負担軽減等が可能となることから、未提携金融機関との新規契約促進や既存提携先の利用率向上につながり、今後の取引拡大が見込まれます。

当社においては、外部環境および内部環境の分析を行い、向こう3ヵ年に取り組むべき課題を明らかにして中期経営計画を策定し、これに則り事業展開を行っております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は民間金融機関住宅ローン保証を中核とした信用保証事業を推進するにあたり、外部環境について人口推移や世帯数の減少に伴い、住宅市場や住宅ローン市場の縮小が中長期的に続くものと見込んでおります。当社経営陣は、これらの事業環境の変化に常に注意を払い、入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善の経営戦略を立案するよう努めてまいります。

当社では平成26年度から平成28年度までの3ヵ年を計画期間とする中期経営計画《make good "TEN"》を策定しております。事業規模の拡大、リスク管理制度の高度化、企業価値の向上を基本方針に掲げ、今後の環境変化に耐えうる強靱な事業基盤の確立を実現し、当社の全てのステークホルダーにとって価値のある企業となるように努力してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は161百万円であり、主にシステム関連機器の取得による支出であります。
 なお、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。
 なお、当社は信用保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
		建物	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	統括業務施設	21	405	57	484	51
本店 (東京都千代田区)	営業施設	27	-	25	53	53
札幌支店 他11ヶ所	営業施設	17	-	46	63	134

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具、器具及び備品の合計であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	68,860,980	68,860,980	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない、当社 における標準となる株式であ ります。 単元株式数は100株でありま す。
計	68,860,980	68,860,980	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回株式報酬型新株予約権

平成26年6月20日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次の通りであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,057 (注) 1	1,057 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,570 (注) 1	10,570 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成26年7月24日～ 平成26年7月23日	平成26年7月24日～ 平成26年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,314 資本組入額 (注) 2	発行価格 2,314 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、当社取締役会の決議によ る承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得につ いては、当社取締役会の決議によ る承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	(注) 4

第2回株式報酬型新株予約権

平成27年6月19日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次の通りであります。

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	739 (注) 1	739 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,390 (注) 1	7,390 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	平成27年7月23日～ 平成57年7月22日	平成27年7月23日～ 平成57年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,275 資本組入額 (注) 2	発行価格 4,275 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間の最終日まで、当社所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注) 1 に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たりの金額を 1 円とする。
- (4) 新株予約権を行使できる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記(注) 2 に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注) 3 の定め又は当社との新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社取締役会）において承認された場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月24日 (注) 1	36,000	256,560	—	2,613	—	628
平成24年8月1日 (注) 2	—	256,560	13	2,600	13	615
平成24年9月25日 (注) 3	25,399,440	25,656,000	—	2,600	—	615
平成24年12月18日 (注) 4	7,350,000	33,006,000	6,770	9,370	—	615
平成25年1月21日 (注) 5	1,423,100	34,429,100	1,310	10,681	—	615
平成26年3月1日 (注) 6	34,429,100	68,858,200	—	10,681	—	615
平成27年4月1日 (注) 7	2,780	68,860,980	3	10,684	3	618

- (注) 1. 当社は、新株予約権の権利行使により普通株式36,000株を発行していましたが、同権利行使による新株発行無効請求事件において発行の有効性が審理され、平成21年3月19日付で東京地方裁判所において同権利行使による新株発行を無効とする判決が言い渡され、平成24年4月24日付で最高裁判所において上告棄却となり、当該判決内容で確定しております。これにより、当該株式の発行を将来に向かって無効とすることが確定し、発行済株式総数は36,000株減となる256,560株となりました。
2. 注1の判決により、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替え、ならびに会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。
3. 当社は、平成24年7月17日開催の取締役会決議により、平成24年9月25日付で普通株式1株を100株に分割しております。
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- 発行価格 980円
引受価額 921.20円
資本組入額 921.20円
払込金総額 6,770百万円
5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
- 割当先 大和証券株式会社
発行価格 980円
引受価額 921.20円
資本組入額 921.20円
払込金総額 1,310百万円
6. 当社は、平成26年1月20日開催の取締役会決議により、平成26年3月1日付で普通株式1株を2株に分割しております。
7. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(6)【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

平成29年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	73	30	203	267	40	21,926	22,539	—
所有株式数 (単元)	—	379,987	17,596	6,394	218,766	66	65,754	688,563	4,680
所有株式数 の割合(%)	—	55.19	2.56	0.93	31.77	0.01	9.55	100.00	—

(注) 自己株式240株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	6,200,000	9.00
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	5,130,000	7.45
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	4,271,000	6.20
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,383,800	4.91
ジブラルタ生命保険株式会社(一 般勘定上場株式口)	東京都千代田区永田町二丁目13番10号	3,029,000	4.40
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタン レーMUF証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大 手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	2,483,615	3.61
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	2,000,000	2.90
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,882,900	2.73
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE:94111 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,244,100	1.81
株式会社富山銀行	富山県高岡市守山町22番地	1,200,000	1.74
計	—	30,824,415	44.76

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,856,100	688,561	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 4,680	—	—
発行済株式総数	68,860,980	—	—
総株主の議決権	—	688,561	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式99,600株(議決権の数996個)を含めております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 全国保証株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目1番1号	200	—	200	0.00
計	—	200	—	200	0.00

(注)株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式99,600株は、上記自己株式に含めておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、当社取締役会において決議されたものであり、その内容は次の通りであります。

第1回株式報酬型新株予約権

決議年月日	平成26年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第2回株式報酬型新株予約権

決議年月日	平成27年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回株式報酬型新株予約権

決議年月日	平成28年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	9,470株 [募集事項](4)に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項](8)に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項](9)に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項](12)に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項](13)に記載しております。

当社は、平成28年6月17日の取締役会において、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項について次の通り決議しております。

[募集事項]

(1) 新株予約権の名称

全国保証株式会社 第3回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数

当社取締役 4名

(3) 新株予約権の総数 947個

上記の総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額を払込金額とする。当該払込金額は、公正な評価額であるため有利発行にはあたらない。新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成28年7月20日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使できる期間

平成28年7月21日から平成58年7月20日までとする。

ただし、行使の期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

(ア) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(イ) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ前記(8)所定の行使期間の最終日までに、当社所定の相続手続を完了しなければならない。

(ウ) 相続承継人は、前記(8)所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(9)の定め又は当社との新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会(株主総会が不要な場合は当社取締役会)において承認された場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使できる期間

前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(8)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(10)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

前記(11)に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

株式会社三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、平成26年5月19日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものいたします。

本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

従業員に取得させる予定の株式の総数

平成26年8月6日付で270百万円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が100,700株を取得しております。

なお、平成28年3月31日現在における資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の保有株式数は99,650株であります。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	35	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	240	—	275	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題の一つとして捉えており、強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針のもと、第36期事業年度に属する剰余金の配当につきましては、1株当たり55円としております。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、現状では年間業績等を見極めた上で配当することとしていることから、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

これらの剰余金の配当について、期末配当の決定機関は株主総会、中間配当につきましては上記の通り取締役会であります。

(注) 基準日が第36期事業年度に属する剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年6月17日 定時株主総会決議	3,787	55

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	—	3,800	5,220 2,930	4,770	4,975
最低(円)	—	1,000	2,807 2,235	2,268	2,905

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。
 2. 当社株式は、平成24年12月19日付で東京証券取引所市場第一部に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
 3. 印は、株式分割（平成26年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で実施）による権利落後の最高・最低株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	4,320	4,360	4,195	4,085	4,085	3,980
最低(円)	3,950	4,030	3,810	3,360	2,905	3,325

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5【役員の状況】

男性10名 女性一名 （役員のうち女性の比率―％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		石川 英治	昭和39年 9月20日	平成 2年 1月 当社入社 平成 9年 2月 同横浜支店長 平成14年 4月 同管理部長 平成14年10月 同福岡支店長 平成15年 6月 同執行役員福岡支店長 平成16年10月 同執行役員総務部長兼社長室長 平成17年 4月 同執行役員管理本部長兼関連事業部長 平成17年 9月 同執行役員公開準備本部長兼関連事業部長 平成18年 6月 同取締役常務執行役員 平成18年 7月 同代表取締役社長 平成27年 3月 同代表取締役社長管理本部長 平成27年 6月 同代表取締役社長（現任）	(注) 3	40,001
代表取締役 専務	営業本部長	松田 勉	昭和30年10月 1日	昭和54年 4月 財団法人全国社会保険共済会（現一般財団法人全国社会保険共済会）入会 平成 7年10月 同融資部長 平成10年10月 同企画調査部長兼債権管理部長 平成13年10月 同理事 平成18年 9月 当社顧問 平成18年12月 同常務取締役 平成19年 1月 同常務取締役営業本部長 平成21年 6月 同専務取締役営業本部長 平成22年 4月 株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長 平成23年 6月 同取締役 平成24年 2月 当社専務取締役管理本部長 平成25年 6月 同代表取締役専務管理本部長 平成26年 4月 同代表取締役専務営業本部長（現任）	(注) 3	11,801
常務取締役	業務本部長	山口 隆	昭和45年 1月 3日	平成 7年11月 当社入社 平成14年 4月 同名古屋支店長 平成18年 6月 同執行役員名古屋支店長 平成19年 4月 同執行役員本店長 平成21年 2月 同執行役員経営企画部長 平成22年 4月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 平成23年 6月 当社取締役業務本部長 平成28年 6月 同常務取締役業務本部長（現任）	(注) 3	25,234
取締役	管理本部長 経営企画部長	青木 裕一	昭和46年 9月10日	平成14年 8月 当社入社 平成23年 6月 同経営企画部長 平成25年 6月 同執行役員経営企画部長 平成26年12月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役（現任） 平成27年 6月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長（現任）	(注) 3	12,934

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		小島 正之	昭和17年 4月24日	昭和38年 6月 社団法人東京都信用金庫協会(現 一般社団法人東京都信用金庫協会) 入会 昭和52年 5月 同総務課長 昭和58年12月 しんきんリース株式会社出向総務 部長 昭和61年 4月 社団法人東京都信用金庫協会(現 一般社団法人東京都信用金庫協会) 業務部長 平成 9年 4月 同調査部長 平成11年 7月 株式会社しんきんカードビジネス 出向専務取締役 平成13年 6月 株式会社しんきんクレジットサー ビス(現 株式会社しんきんカード) 取締役 平成18年12月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	891
取締役		小林 榮一郎	昭和13年 1月29日	昭和36年 4月 株式会社協和銀行(現 株式会社リ ソな銀行)入行 平成 9年 6月 株式会社あさひ銀行(現 株式会 社リそな銀行)代表取締役副頭取 平成10年 6月 株式会社あさひ銀総合研究所(現リ そな総合研究所株式会社)代表取締 役社長 平成14年 1月 エイアイジー・スター生命保険株 式会社(現 ジブラルタ生命保険株 式会社)顧問 株式会社エスケーアイ社外取締役 平成15年 2月 株式会社CNSコンサルティング グループ特別顧問(現任) 平成16年 5月 A I G エジソン生命保険株式会 社(現 ジブラルタ生命保険株式 会社)顧問 平成16年11月 学校法人早稲田大学評議員 同 校友会顧問(現任) 平成18年 7月 リゾートトラスト株式会社経営諮 問委員(現任) 平成21年 6月 当社社外取締役(現任) 平成23年 4月 ブルデンシャル ジブラルタ ファ イナンシャル生命保険株式会社顧 問(現任) 平成24年12月 株式会社エスケーアイ顧問	(注) 3	1,014

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		藤野 護	昭和31年 9月24日	昭和55年 4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成 9年10月 第一勧業朝日投信投資顧問株式会社(現 みずほ投信投資顧問株式会社) 出向 法人運用部長 平成15年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 参事役 みずほ証券株式会社 出向 監査役室長 平成19年 3月 株式会社みずほ銀行 参事役 オエノンホールディングス株式会社 出向 常勤監査役 兼 合同酒精株式会社 出向 監査役 平成21年 3月 みずほキャピタル株式会社 出向 常勤監査役 平成24年 7月 株式会社ジャパンイマジンেশョン 入社 管理本部長 平成25年 4月 同執行役員 管理本部長 平成26年 7月 みずほビジネスパートナー株式会社 入社 人事総務部担当部長 平成27年 4月 当社入社 参事 平成27年 6月 同常勤監査役(現任)	(注) 4	562
監査役		日野 正晴	昭和11年 1月 9日	昭和36年 4月 検事任官 昭和55年 4月 東京地方検察庁総務部副部長 昭和56年 3月 同公判部副部長 昭和59年 3月 国際連合アジア極東犯罪防止研修所 所長 昭和61年 9月 法務大臣官房審議官(刑事局担当) 平成 5年 7月 最高検察庁公安部長 平成 6年11月 法務総合研究所 所長 平成 8年 6月 仙台高等検察庁 検事長 平成 9年 2月 名古屋高等検察庁 検事長 平成10年 6月 金融監督庁(現 金融庁) 長官 平成12年 7月 金融庁 長官 平成13年 1月 同顧問 平成13年 2月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属(現任) 平成17年 6月 株式会社セブン銀行 社外監査役 平成18年 9月 株式会社かんぽ生命保険 社外取締役(現任) 平成18年12月 当社社外監査役(現任) 平成20年 6月 株式会社フジタ 社外取締役	(注) 4	5,076
監査役		羽田 靖	昭和14年 8月 7日	昭和44年 4月 大蔵省(現 財務省) 入省 昭和63年 7月 北陸財務局理財部次長 平成 2年 7月 関東財務局管財第1部次長 平成 3年 7月 北陸財務局理財部長 平成 4年 7月 社団法人関東信用金庫協会(現 一般社団法人関東信用金庫協会) 入会 事務局長 平成 5年 6月 同常務理事 平成 6年 6月 同専務理事 平成19年 6月 同顧問 平成19年12月 株式会社篠崎屋 常勤監査役(社外監査役) 平成21年 6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	2,596

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		目黒 謙一	昭和22年5月17日	昭和41年4月 大蔵省(現 財務省)入省 昭和55年7月 同銀行局検査部金融検査官 平成3年7月 同福岡財務支局理財部金融検査課長 平成5年7月 同大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官 平成10年6月 金融監督庁(現 金融庁)検査部検査総括課上席金融証券検査官 平成11年7月 同検査部検査総括課統括検査官(第一部門) 平成12年7月 金融庁検査部総務課統括検査官(第一部門) 平成15年6月 同検査局検査監理官 平成19年7月 同参事 平成21年8月 当社入社 参事 平成22年6月 同監査役(現任)	(注)4	1,449
計						101,558

- (注) 1. 取締役小島正之、小林榮一郎は、社外取締役であります。
2. 監査役日野正晴、羽田靖は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数には、全国保証役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。なお、平成28年6月分の持株会による取得株式数については、提出日(平成28年6月21日)現在確認ができないため、平成28年5月31日現在の実質所有株式数を記載しております。
6. 当社では、取締役を補佐し全社的な立場で業務効率化を図ることを目的に、執行役員を配置しております。執行役員は次の通りであります。

役 職 名	氏 名
執行役員 名古屋支店長	小松 朗
執行役員 債権管理部長 兼 債権管理センター長	原 敏弘

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、[お客様の夢と幸せの実現]をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念に基づき、住宅ローンの信用保証会社として公共的使命と社会的責任を果たすことで、ステークホルダー（利害関係者）からの負託に応えることとしております。このため、意思決定の透明性・公正性の確保と中長期的な企業価値向上を実現することを目的に、「コーポレートガバナンス・コードの各原則」の主旨を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、業務に精通した取締役による職務執行を監査役が監査する監査役設置会社形態を採用しております。併せて、経営全般の助言、業務執行に対する牽制の観点から2名の社外取締役を任用し、経営監督機能を強化しております。

また、当社の監査役は、全4名中2名が社外監査役であり、かつ監査役の独立性と監査の実効性を確保し、監査機能の強化を図るべく、法令に基づき監査役会を設置するとともに監査役職務補助者を任命し、さらに内部監査部門や会計監査人との連携を強化するなどの取り組みを行っております。監査役は取締役会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに原則毎月1回およびその他必要に応じて監査役会を開催し、経営執行部から業務執行状況を聴取する等、適正な監査を行っております。

会社の機関等の概要は以下の通りです。

a) 取締役および取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役（うち、社外取締役2名）にて構成され、業務執行に関する基本方針・重要事項について決議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。

取締役会は、法定事項、定款委任事項および株主総会決議委任事項について判断決定しております。また、経営会議又は専門委員会に、取締役会の決議事項の一部について決議を委嘱することができるものとし、代表取締役および業務を執行する担当取締役に、意思決定業務についての決裁権限を付与しております。業務執行の監査として監査役も出席しております。

役員構成につきましては、当社の業務に精通した業務執行取締役、金融分野における経験および知識が豊富であり、公正な決議、経営全般に適切な助言を与えられる独立性の高い社外取締役を選任し、多様で豊富な知見を有する取締役で構成しております。

b) 経営会議

取締役会決議事項を含む経営上の重要事項に関わる協議、取締役会から委嘱された事項の決議を行う機関として、経営会議を原則毎週1回およびその他必要に応じて開催し、迅速な業務運営に努めております。同会議におきましても、常勤監査役が出席し、業務執行の監査を行っております。

c) 各種委員会

コーポレートガバナンスを有効に機能させるため、取締役会傘下の委員会として「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」を以下の通り設置しております。

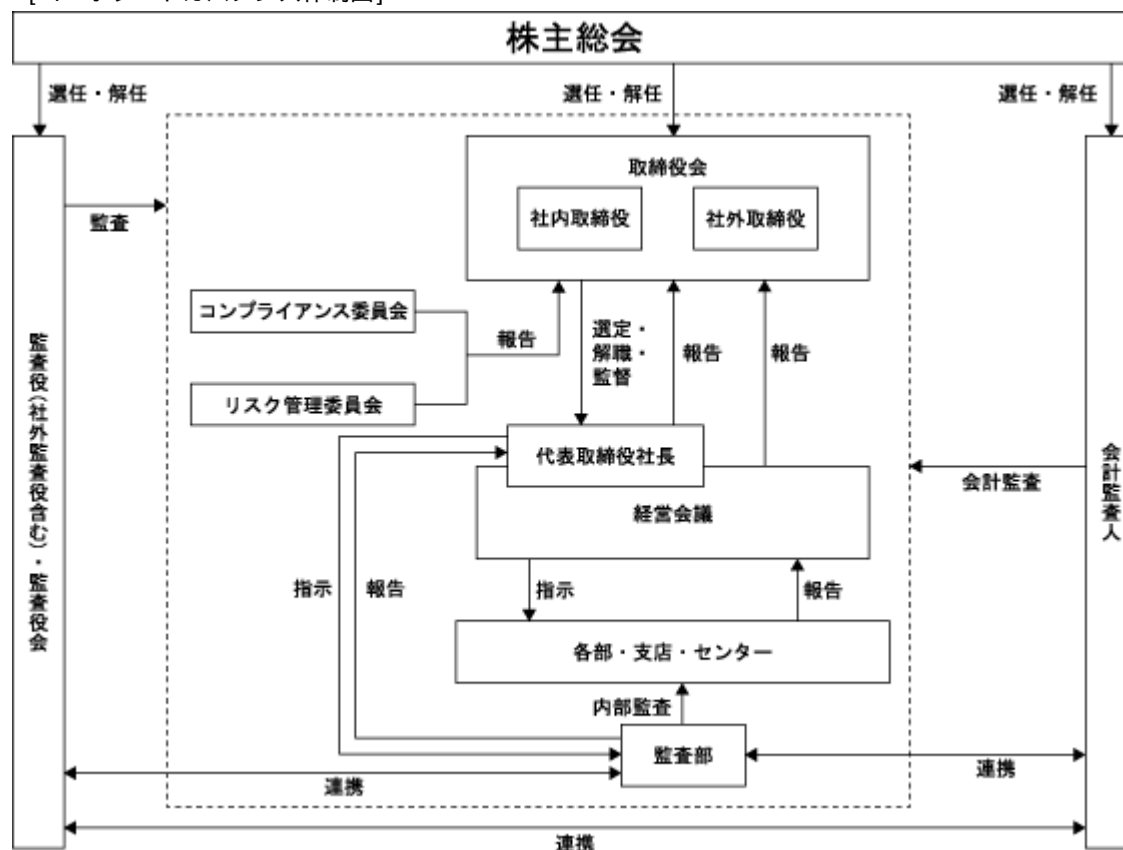
ア．リスク管理委員会

リスク管理全般に関する諸事項の審議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。

イ．コンプライアンス委員会

コンプライアンスを推進するための方針および体制整備に関わる重要事項の審議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。

[コーポレートガバナンス体制図]



内部統制システムの整備状況

当社は会社法の施行に対応し、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制システムの基本方針」として制定しており、その内容は以下の通りであります。

a) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」を制定し、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。
- ・取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
- ・取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
- ・取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応をする。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。
- ・取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

c) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

- ・取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、各種リスクの統括部署・責任者、継続的な把握・監視・報告の方法および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。
- ・取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
- ・「緊急事態対策規程」に基づき、緊急対策本部の設置など体制を整備し、不測の事態が発生した場合には、事態の早期収拾を図り、損害を最小限に抑えるなど、業務の再開・継続を図る危機管理体制の強化・充実を図る。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- ・取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、每期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
- ・各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取締役会に対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
- ・月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
- ・各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。

e) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの構築を目指し、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導、支援を実施し、これらを含めた子会社取締役の親会社への報告システムを確立する。
- ・子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
- ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。

f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
- ・監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。

g) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ・監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。ただし、監査役スタッフが他の業務を兼務する場合、監査役の指揮命令は監査役の監査を補助する職務に限る。

h) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ・取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
- ・子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、子会社における法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を当社に速やかに報告する体制を整備する。

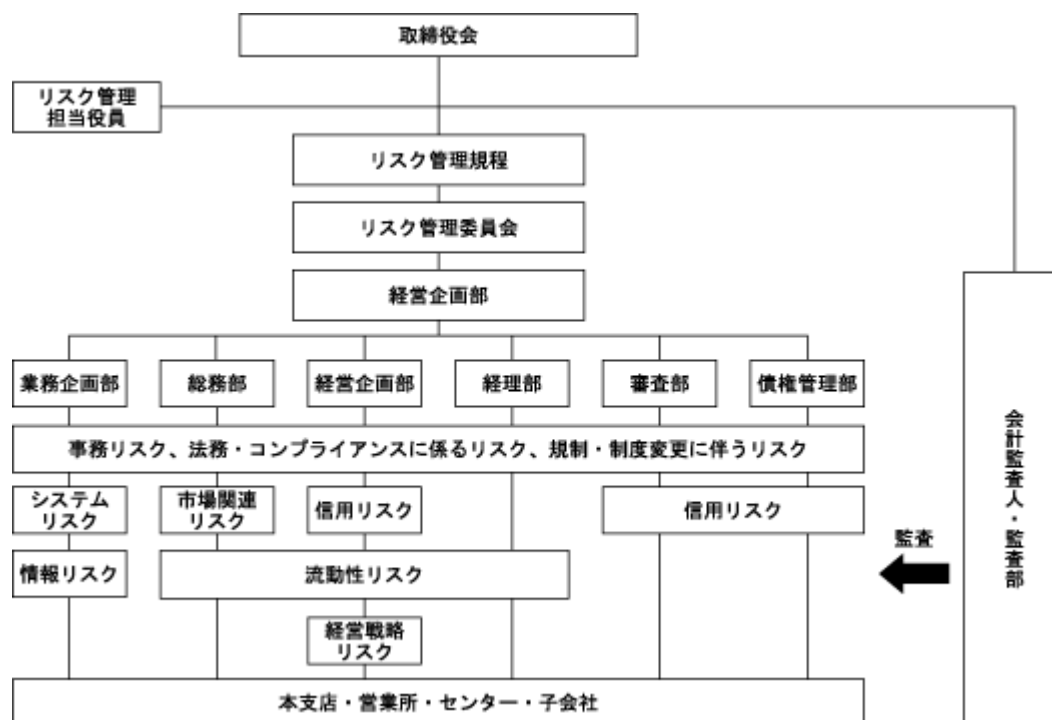
- i) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。
- j) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。
- k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・ 監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。
- l) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制
- ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
 - ・ 財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。
 - ・ 財務報告に係る内部統制体制については、以下の通りとする。
 - イ. 内部統制が有効に機能するよう、内部統制体制の整備その他関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
 - ロ. 職務の分掌については「業務分掌規程」において明確化する。また、権限や職責を「職務規程」において適切に分担する。
 - ハ. 経営方針や取締役の指示が、職員に伝達され、かつ、不正や誤謬等が取締役および組織内の適切な管理者に適時・適切に伝達される仕組みを構築する。
- m) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
 - ・ 取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

リスク管理体制

当社は、内部統制システムの基本方針に基づき、リスク管理規程を定めております。当社グループの業務に内在する様々なリスクを類型化し、リスク毎に管理部署を定め、リスクを的確に把握し、適切に対処することでリスクを未然に防止することに努めております。また、リスクが顕在化した場合において、生じる損失が一定の範囲内に止まるよう管理しております。さらに、経営企画部を統括部署としてリスク管理に関する事項の一元的管理および対策の検討を行い、取締役会により設置されたリスク管理委員会において、各種リスクの発生状況および管理状況、リスク管理体制の整備状況等について検証するとともに各リスクの管理部署へ対策を指示しております。

また、監査部はリスク管理に関する監査事項を特定したうえで内部監査を実施し、必要に応じて実施される外部監査と併せて、リスク管理および運営機能の有効性の検証を行うこととしております。

a) リスク管理体制図



b) 類型化されたリスク

リスク分類		定義
信用リスク		保証委託者の信用力の悪化などにより債務不履行が発生し、債権の回収ができなくなることで損失を被るリスク
市場関連リスク		金利や為替、株式相場等の様々な市場の変化により、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産等から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
オペレーショナルリスク		業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムの機器障害・回線障害ならびに誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらに、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	事務リスク	役職員の不正確な事務処理あるいは事故および不正等を引き起こすことにより損失を被るリスク
流動性リスク		急激な景気後退等により流動資産が減少し、その他の資産を不利な条件で解約や処分を強いられることにより損失を被るリスク
情報リスク		ハッキングおよびウイルスによる情報システムの破壊又は停止、個人および会社の情報の漏洩、紛失、破壊ならびに改ざん等に起因して損失を被るリスク
法務・コンプライアンスに係るリスク		契約書などの法的要件の不備や法令等違反などに起因して損失を被るリスク
規制・制度変更に伴うリスク		法令、税制および会計基準等の各種制度の変更により業務見直しを余儀なくされるリスク
経営戦略リスク		設定した経営戦略や計画が適切でない、又は有効でない場合に損失を被るリスク

コンプライアンス体制の整備状況

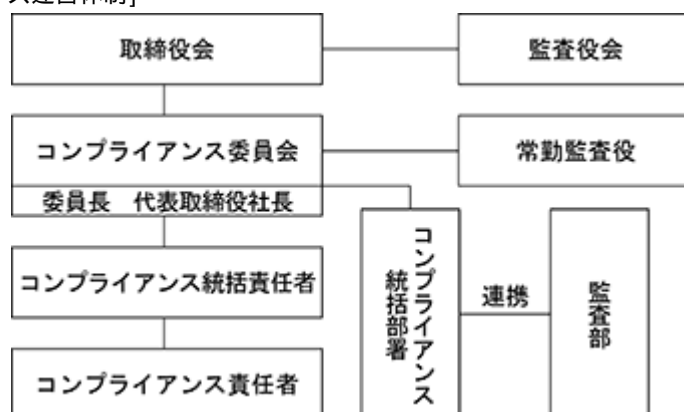
a) コンプライアンス運営体制

当社は、お客様や社会からの信頼と信用を揺るぎないものとするため、コンプライアンスの徹底を経営方針として定めております。信用保証という公共性の高い事業に携わる当社にとって、コンプライアンスの実現は全ての企業活動における大前提であり、役職員一人ひとりが日々の業務の中で着実に実践しなければならないものと考えております。

当社では、役職員に対する教育や業務運営上のコンプライアンスに関わる事項のモニタリング実施などの具体的な実践計画として、年度毎に「コンプライアンスプログラム」を取締役会において策定し、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会によりその推進状況を監視しております。

また、業務企画部法務室は、統括部署として、コンプライアンスに関わる事項を一元管理のうえ、コンプライアンス委員会への報告、ならびに各部門への指示、指導、助言を行っております。

[コンプライアンス運営体制]



b) コンプライアンスに関する方針・規程等の体系

経営方針を具現化するものとして、コンプライアンス方針を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方を規定しております。さらにこの方針に基づき、社会規範(法律、政省令、告示、条例のほか社内規程、企業倫理規範および行動規範を含む)の遵守を徹底させるための体制整備および問題点の適時把握を目的とした「コンプライアンス規程」を制定しております。

役職員個人の行動原則については、「企業倫理規範」、「行動規範」を策定し、ルールについては、コンプライアンスマニュアルを作成・配布し、毎月の研修にてそれぞれ周知・徹底を図っております。

内部監査および監査役監査の状況

a) 内部監査

内部監査は、当社経営目標の効果的な達成に役立つことを目的とし、代表取締役社長直轄の独立した部署である監査部(人員7名)が他部署からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行し得る環境にて実施しております。具体的には、当社が定める「内部監査規程」に基づき、業務運営および財産管理の実態を調査・検討・評価し、諸法令、定款および社内規程への準拠性を確かめ、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行っております。

b) 監査役および監査役会

監査役会は4名の監査役で構成しており、うち2名は社外監査役となっております。監査役目黒謙一氏は、大蔵省(現財務省)・金融庁における長年の経験があり、財務および会計に関する知見を有しております。

常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会や経営会議など重要な会議へ出席し、必要に応じて社内各部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別案件に関して取締役の職務執行を監査しております。

c) 監査役と会計監査人の連携状況

常勤監査役は、会計監査人太陽有限責任監査法人と年14回の会合を持ち、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告ならびに内部統制監査の中間報告を受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。定期的および随時に監査に関する報告を受け、さらに内部監査部門からも適宜内部監査の状況について報告を受けております。当社の社外監査役は、常勤監査役、監査部および会計監査人が定期的に行っている三様監査連絡会の内容を監査役会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制ならびに内部監査との相互連携を図っております。

d) 監査役と内部監査部門との連携状況

常勤監査役は、適宜内部監査の状況について報告を受けるなど、監査部と日頃より連絡を密にしております。また、監査部が実施した内部監査、内部統制評価の状況について、適宜監査役が報告を受けられるよう月1回の会議を定例化しております。

会計監査の状況

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、平成22年9月29日に会計監査人に就任しております。同監査法人又は業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名および会計監査業務に係る補助者は以下の通りです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
桐川聡、石井雅也
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士：4名、その他：3名

社外取締役および社外監査役と当社との関係

当社の社外取締役は取締役6名中2名、社外監査役は監査役4名中2名であります。社外取締役は、取締役会における議案・審議等について、高い見識と豊富な経験に基づき独自の立場で意見・発言を行い、経営の透明性と健全性の維持に貢献する役割を担っております。また、社外監査役は、それぞれの専門的見地と豊富な経験から、監査役会および取締役会において、必要に応じて発言を行うとともに、常勤監査役と連携して、監査役会にて監査方針、監査計画、監査方法、業務分担を審議・決定し、これに基づき年間を通じて監査を実施する役割を担っております。

社外監査役日野正晴氏は、株式会社かんぽ生命保険の社外取締役であります。当社との重要な営業上の取引はなく、また、人的関係、資本的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

社外取締役小島正之氏、社外取締役小林榮一郎氏および社外監査役羽田靖氏の3氏につきましては、人的関係、資本的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役・社外監査役の選定にあたり、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点と豊富な知識・経験を持ち、公正な決議、牽制機能の発揮および経営全般に関する助言を与えることができる者を起用しております。

当社では、社外取締役が企業統治において果たす機能および役割として、客観的・中立的な立場から社内取締役に対する監視・監督機能ならびに多様な視点に基づいた経営助言機能を、社外監査役に対しては、取締役の職務の執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待しております。それぞれの知見に基づいた提言等を行うことにより、適切かつ客観的な監督・監査機能が発揮されていると考えております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性基準について、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。社外監査役については基準または方針を定めておりませんが、社外取締役と同様の基準を参考にしております。

なお、社外取締役小島正之氏、小林榮一郎氏ならびに社外監査役日野正晴氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社の社外監査役は、常勤監査役、監査部および会計監査人が定期的に行っている三様監査連絡会の内容を監査役会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制ならびに内部監査との相互連携を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）ならびに監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、小島正之、小林榮一郎、日野正晴、羽田靖、目黒謙一の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円又は法令に規定される最高責任限度額のいずれか高い額としております。

役員報酬の内容(平成28年3月期)

当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の額は以下の通りであります。

a) 役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	169	109	28	31	4
監査役 (社外監査役を除く)	22	17	5	-	2
社外役員	37	30	6	-	5

b) 提出会社の役員毎の報酬等の総額等

総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、株主総会において決議された金額の範囲で公正かつ透明性をもって適切に決定しております。監査役の報酬につきましても、株主総会において決議された金額の範囲で監査役の協議にて決定しております。

株式の保有状況

a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 13銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 1,949百万円

b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

(前事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	210,000	908	同社は、国内における不動産大手の会社で住宅リフォーム事業に独自の強味を有しており、同社と事業上の関係円滑化のために株式を保有しております。
(株)愛媛銀行	1,000,000	240	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
(株)島根銀行	86,900	131	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
(株)栃木銀行	200,000	123	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
(株)第三銀行	519,000	98	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
(株)富山銀行	356,000	93	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
(株)高知銀行	500,000	86	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
(株)大光銀行	366,000	84	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
(株)宮崎太陽銀行	428,000	81	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
(株)筑邦銀行	94,000	25	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。

(注) (株)第三銀行以下の6社は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、全銘柄について記載しております。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産㈱	210,000	691	同社は、国内における不動産大手の会社で住宅リフォーム事業に独自の強味を有しており、同社と事業上の関係円滑化のために株式を保有しております。
㈱愛媛銀行	1,000,000	233	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱池田泉州ホールディングス	550,000	222	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱富山銀行	35,600	127	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱島根銀行	86,900	102	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱栃木銀行	200,000	85	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱第三銀行	519,000	77	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱大光銀行	366,000	76	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱宮崎太陽銀行	428,000	75	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱高知銀行	500,000	58	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。
㈱筑邦銀行	193,000	46	同行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。

(注) ㈱島根銀行以下の7社は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。全銘柄について記載しております。

c) 政策保有株式に関する方針

当社は、当社の中核事業である住宅ローン保証事業とシナジー効果を産み出す可能性が高い企業の株式について保有する方針であります。

d) 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)				
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額	
					含み損益	減損処理額
非上場株式	4	4	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	160	115	3	-	13	-

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定めております。

取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主が利益還元を受ける機会を増加させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
33	—	32	—

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社規模、監査日数および業務の特性等を勘案し、決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	0.8%
利益基準	0.1%
利益剰余金基準	0.1%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、研修会への参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	112,693	149,289
求償債権	12,448	11,989
有価証券	11,099	7,077
金銭の信託	20,254	10,291
未収入金	417	352
前払費用	30	45
繰延税金資産	5,021	3,870
その他	298	262
貸倒引当金	7,536	6,802
流動資産合計	154,727	176,377
固定資産		
有形固定資産		
建物	170	194
減価償却累計額	115	121
建物（純額）	55	72
車両運搬具	51	55
減価償却累計額	23	26
車両運搬具（純額）	27	28
工具、器具及び備品	332	350
減価償却累計額	239	249
工具、器具及び備品（純額）	93	100
土地	4	4
有形固定資産合計	180	206
無形固定資産		
ソフトウェア	360	405
ソフトウェア仮勘定	128	-
その他	3	3
無形固定資産合計	491	409
投資その他の資産		
投資有価証券	48,000	50,374
関係会社株式	9	9
投資不動産	42	-
長期預金	8,300	6,000
長期前払費用	74	72
前払年金費用	-	5
繰延税金資産	1,566	1,451
その他	577	614
貸倒引当金	0	-
投資その他の資産合計	58,570	58,527
固定資産合計	59,242	59,143
資産合計	213,970	235,520

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
前受収益	12,450	13,476
預り金	21	33
未払金	2,516	853
未払法人税等	4,225	4,357
賞与引当金	179	209
債務保証損失引当金	¹ 10,193	¹ 8,006
株主優待引当金	69	126
その他	3	8
流動負債合計	29,660	27,071
固定負債		
長期前受収益	123,669	134,302
長期末払金	47	-
退職給付引当金	50	-
株式給付引当金	17	33
その他	0	-
固定負債合計	123,785	134,336
負債合計	153,445	161,407
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,681	10,684
資本剰余金		
資本準備金	615	618
資本剰余金合計	615	618
利益剰余金		
利益準備金	2,055	2,055
その他利益剰余金		
債務保証積立金	32,100	43,900
繰越利益剰余金	15,188	17,287
利益剰余金合計	49,343	63,242
自己株式	270	267
株主資本合計	60,370	74,278
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	123	221
評価・換算差額等合計	123	221
新株予約権	30	56
純資産合計	60,524	74,112
負債純資産合計	213,970	235,520

【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
営業収益		
収入保証料	29,413	31,817
その他	94	100
営業収益合計	29,507	31,918
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	2,854	1,800
貸倒引当金繰入額	488	419
給料手当及び賞与	1,340	1,546
賞与引当金繰入額	179	209
減価償却費	267	200
その他	2,973	3,456
営業費用合計	7,126	6,793
営業利益	22,380	25,125
営業外収益		
受取利息	206	226
有価証券利息	928	574
受取配当金	168	171
投資事業組合運用益	6	-
デリバティブ評価益	116	-
金銭の信託運用益	264	140
その他	67	93
営業外収益合計	1,758	1,205
営業外費用		
支払手数料	9	17
その他	14	10
営業外費用合計	23	27
経常利益	24,115	26,303
税引前当期純利益	24,115	26,303
法人税、住民税及び事業税	7,278	7,678
法人税等調整額	1,723	1,420
法人税等合計	9,002	9,098
当期純利益	15,112	17,204

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
					債務保証 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,681	615	615	2,055	23,300	1,500	9,441	36,296	0	47,592
当期変動額										
新株の発行（新株予 約権の行使）										-
剰余金の配当							2,065	2,065		2,065
債務保証積立金の積 立					8,800		8,800	-		-
別途積立金の取崩						1,500	1,500	-		-
当期純利益							15,112	15,112		15,112
自己株式の取得									269	269
自己株式の処分										-
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）										
当期変動額合計	-	-	-	-	8,800	1,500	5,747	13,047	269	12,777
当期末残高	10,681	615	615	2,055	32,100	-	15,188	49,343	270	60,370

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	304	304	-	47,288
当期変動額				
新株の発行（新株予 約権の行使）				-
剰余金の配当				2,065
債務保証積立金の積 立				-
別途積立金の取崩				-
当期純利益				15,112
自己株式の取得				269
自己株式の処分				-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	427	427	30	458
当期変動額合計	427	427	30	13,235
当期末残高	123	123	30	60,524

当事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計
					債務保証 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,681	615	615	2,055	32,100	-	15,188	49,343	270	60,370
当期変動額										
新株の発行（新株予 約権の行使）	3	3	3							6
剰余金の配当							3,305	3,305		3,305
債務保証積立金の積 立					11,800		11,800	-		-
別途積立金の取崩								-		-
当期純利益							17,204	17,204		17,204
自己株式の取得										-
自己株式の処分									2	2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										
当期変動額合計	3	3	3	-	11,800	-	2,099	13,899	2	13,908
当期末残高	10,684	618	618	2,055	43,900	-	17,287	63,242	267	74,278

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	123	123	30	60,524
当期変動額				
新株の発行（新株予 約権の行使）				6
剰余金の配当				3,305
債務保証積立金の積 立				-
別途積立金の取崩				-
当期純利益				17,204
自己株式の取得				-
自己株式の処分				2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	344	344	25	319
当期変動額合計	344	344	25	13,588
当期末残高	221	221	56	74,112

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	24,115	26,303
減価償却費	267	200
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1,615	734
賞与引当金の増減額（ は減少）	11	29
債務保証損失引当金の増減額（ は減少）	1,663	2,201
株主優待引当金の増減額（ は減少）	69	57
退職給付引当金の増減額（ は減少）	52	50
前払年金費用の増減額（ は増加）	-	5
株式給付引当金の増減額（ は減少）	17	15
受取利息及び受取配当金	1,304	971
投資事業組合運用損益（ は益）	6	-
デリバティブ評価損益（ は益）	116	-
金銭の信託の運用損益（ は益）	264	140
求償債権の増減額（ は増加）	2,632	459
前受収益の増減額（ は減少）	696	960
未払金の増減額（ は減少）	1,936	1,637
長期前受収益の増減額（ は減少）	6,602	10,188
長期未払金の増減額（ は減少）	2,927	47
その他の資産・負債の増減額	30	229
小計	28,429	32,654
利息及び配当金の受取額	1,386	1,036
法人税等の支払額	7,012	7,609
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,803	26,082
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	141,905	123,350
定期預金の払戻による収入	131,580	120,555
有価証券の取得による支出	8,916	12,000
有価証券の売却及び償還による収入	11,940	12,670
金銭の信託の取得による支出	20,000	-
金銭の信託の解約及び配当による収入	-	10,065
有形固定資産の取得による支出	37	110
有形固定資産の売却による収入	0	3
無形固定資産の取得による支出	130	77
投資有価証券の取得による支出	8,230	6,164
投資有価証券の売却及び償還による収入	5,713	158
投資事業組合からの分配による収入	110	-
投資不動産の取得による支出	17	-
投資不動産の売却による収入	21	48
投資不動産の賃貸による支出	1	0
投資不動産の賃貸による収入	2	0
吸収分割による収入	-	2 524
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,871	2,323

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	0
自己株式の取得による支出	269	-
配当金の支払額	2,065	3,304
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,335	3,304
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,402	25,101
現金及び現金同等物の期首残高	24,641	15,238
現金及び現金同等物の期末残高	1 15,238	1 40,339

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2．運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

建物(建物附属設備は除く)

平成10年3月31日以前に取得したもの

定率法によっております。

平成10年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～44年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている自己査定基準に則り、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

すべての求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

求償債権以外の債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている自己査定基準に則り、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

すべての保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(6) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収入保証料

主に、一括にて収受した保証料を前受収益として計上し、保証期間中の各年度において、残債方式(保証債務の想定残高に対して一定の料率で収入保証料を算出する方法)により収益計上しております。

その他、各月において保証料を収受するものについては、保証債務の前月末残高に対して一定の料率で収入保証料を算出し、各月に収益計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却しております。

(会計上の見積りの変更)

(債務保証損失引当金の見積りの変更)

従来より、債務保証に係る損失に備えるため、東日本大震災の発生により支払能力に影響が見込まれる保証委託者に係る保証債務については、個別に算定した損失負担見込額を債務保証損失引当金として計上していましたが、保証委託者の就労状況及び物件状況に関する直近の調査結果を踏まえ、当事業年度において、自己査定基準に則り債務保証損失引当金を計上する方法に変更しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ419百万円増加しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度269百万円、100,700株、当事業年度266百万円、99,650株であります。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
住宅ローン等に対する保証債務(*)	9,159,733百万円	10,000,122百万円
債務保証損失引当金	10,193 "	8,006 "
差 引	9,149,539百万円	9,992,115百万円

(*) 延滞利息については見積りが不能であるため、上記保証債務には含めておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,858,200	-	-	68,858,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	240	100,700	-	100,940

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J - E S O P)が保有する当社株式が100,700株含まれております。

2. 変動事由の概要

株式給付信託(J - E S O P)の当社株式取得による増加 100,700株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	30
合計		-	-	-	-	30

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 6 月20日 定時株主総会	普通株式	2,065	30.00	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6 月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,305	48.00	平成27年 3 月31日	平成27年 6 月22日

(注) 平成27年 6 月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J - E S O P)が保有する当社株式に対する配当金 4 百万円が含まれております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,858,200	2,780	-	68,860,980

(注) 変動事由の概要

ストック・オプションの権利行使による増加 2,780株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	100,940	-	1,050	99,890

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、100,700株、99,650株含まれております。

2. 変動事由の概要

株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少 1,050株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	24
平成27年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	31
合計		-	-	-	-	56

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	3,305	48.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

(注) 平成27年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,787	55.00	平成28年3月31日	平成28年6月20日

(注) 平成28年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	112,693百万円	149,289百万円
有価証券のうち3ヶ月以内に満期日の 到来する公社債投資信託等	6,400 "	- "
計	119,093百万円	149,289百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	103,855 "	108,950 "
現金及び現金同等物	15,238百万円	40,339百万円

- 2 吸収分割により増加した資産及び負債の主な内訳

当事業年度において、せいしん信用保証株式会社を分割会社とし当社を分割承継会社とする吸収分割により増加した資産及び負債の内訳、並びに、吸収分割による収入との関係は次のとおりであります。

流動資産	524百万円
流動負債	80 "
固定負債	444 "
取得した事業の取得原価	0百万円
吸収分割により増加した現金及び 現金同等物	524 "
差引：吸収分割による収入（純額）	524百万円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて前受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として一括保証料として前受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、金銭の信託及び投資有価証券であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、主に国内債券、外国債券、国内株式及びJ-REIT等を運用の対象としております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に国債・公債・事業債及び株式、組合出資金であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の早期回収と回収金額の増大を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の早期回収・金額増加に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度は高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券及び投資有価証券等の時価を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)を参照ください。

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	112,693	112,693	-
(2) 求償債権	12,448		
貸倒引当金()	7,536		
	4,912	4,912	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	40,661	43,542	2,880
その他有価証券	17,991	17,991	-
(4) 金銭の信託	20,254	20,254	-
(5) 長期預金	8,300	7,979	320
資産計	204,812	207,373	2,560
(1) 未払法人税等	4,225	4,225	-
負債計	4,225	4,225	-

() 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	149,289	149,289	-
(2) 求償債権	11,989		
貸倒引当金()	6,802		
	5,187	5,187	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	43,648	47,480	3,832
その他有価証券	13,356	13,356	-
(4) 金銭の信託	10,291	10,291	-
(5) 長期預金	6,000	5,820	179
資産計	227,774	231,427	3,653
(1) 未払法人税等	4,357	4,357	-
負債計	4,357	4,357	-

() 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

(4) 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
非上場株式()	156	156
組合出資金()	291	291
子会社株式()	9	9
合計	456	456

() 非上場株式、組合出資金及び子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
 前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	112,693	-	-	-
(2) 求償債権()	-	-	-	-
(3) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,270	5,630	8,000	10,950
社債	1,400	4,400	8,600	-
その他	-	-	-	-
その他有価証券				
その他	8,400	2,000	400	-
(4) 金銭の信託	20,254	-	-	-
(5) 長期預金	-	-	2,000	6,300
合計	144,018	12,030	19,000	17,250

() 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	149,289	-	-	-
(2) 求償債権()	-	-	-	-
(3) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,370	5,780	8,200	9,330
社債	1,700	4,100	10,340	-
その他	1,000	-	1,500	-
その他有価証券				
その他	3,000	1,996	400	-
(4) 金銭の信託	10,291	-	-	-
(5) 長期預金	-	-	-	6,000
合計	166,651	11,876	20,440	15,330

() 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	26,244	28,923	2,679
	(2) 社債	11,701	11,906	205
	(3) その他	-	-	-
	小計	37,945	40,830	2,884
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	2,716	2,712	3
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,716	2,712	3
合計		40,661	43,542	2,880

当事業年度(平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	25,008	28,632	3,623
	(2) 社債	15,539	15,759	219
	(3) その他	500	507	7
	小計	41,048	44,899	3,850
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	600	599	0
	(3) その他	2,000	1,982	17
	小計	2,600	2,581	18
合計		43,648	47,480	3,832

2. 子会社株式

前事業年度(平成27年 3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 9 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当事業年度(平成28年 3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 9 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	620	412	208
	(2) その他	3,161	3,080	80
	小計	3,781	3,493	288
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,412	1,515	102
	(2) その他	12,796	12,797	0
	小計	14,209	14,313	103
合計		17,991	17,806	184

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額156百万円)及び組合出資金(貸借対照表計上額291百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	344	228	116
	(2) その他	4,035	3,971	64
	小計	4,379	4,199	180
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,568	2,024	455
	(2) その他	7,408	7,448	39
	小計	8,977	9,472	495
合計		13,356	13,671	314

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額156百万円)及び組合出資金(貸借対照表計上額291百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、時価のある有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価のない有価証券については、実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)		
	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
退職給付引当金（は前払年金費用）の期首残高	103	50
退職給付費用	55	55
制度への拠出額	108	111
退職給付引当金（は前払年金費用）の期末残高	50	5

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(百万円)		
	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
積立型制度の退職給付債務	477	522
年金資産	426	528
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	50	5
退職給付引当金	50	-
前払年金費用	-	5
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	50	5

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度55百万円 当事業年度55百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
営業費用	30百万円	31百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成26年 6月20日	平成27年 6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 13,350株	普通株式 7,390株
付与日	平成26年 7月23日	平成27年 7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年 7月24日～平成56年 7月23日	平成27年 7月23日～平成57年 7月22日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成26年6月20日	平成27年6月19日
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	7,390
失効	-	-
権利確定	-	7,390
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前事業年度末	13,350	-
権利確定	-	7,390
権利行使	2,780	-
失効	-	-
未行使残	10,570	7,390

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成26年6月20日	平成27年6月19日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	4,375	-
付与日における 公正な評価単価(円)	2,313	4,274

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	45.7%
予想残存期間	(注) 2	9.2年
予想配当	(注) 3	48円/株
無リスク利率	(注) 4	0.36%

(注) 1. 平成24年12月19日から平成27年7月13日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 付与対象者の予想在任期間を基に算定しております。

3. 平成27年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,257百万円	1,053百万円
未払事業税	295 "	261 "
賞与引当金	59 "	64 "
債務保証損失引当金	3,374 "	2,470 "
株主優待引当金	23 "	38 "
再保証料	1,541 "	1,266 "
ソフトウェア	30 "	26 "
ソフトウェア仮勘定	8 "	36 "
投資有価証券評価損	31 "	29 "
資産除去債務	9 "	9 "
前受収益	12 "	6 "
退職給付引当金	16 "	- "
株式給付引当金	5 "	10 "
その他有価証券評価差額金	4 "	117 "
新株予約権	10 "	17 "
その他	12 "	25 "
繰延税金資産 小計	6,693百万円	5,435百万円
評価性引当額	44 "	93 "
繰延税金資産 合計	6,648百万円	5,341百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	- 百万円	1百万円
その他有価証券評価差額金	61 "	18 "
繰延税金負債 合計	61百万円	19百万円
繰延税金資産の純額	6,587百万円	5,322百万円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	5,021百万円	3,870百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1,566 "	1,451 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が263百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が258百万円増加、その他有価証券評価差額金が5百万円減少しております。

取得による企業結合

相手企業の名称及び取得した事業の内容

せいしん信用保証株式会社

信用保証事業

企業結合を行った主な理由

信用保証事業の規模拡大、及び、せいしん信用保証株式会社の親会社である静岡信用金庫との住宅ローン保証業務の取引深耕を図るためであります。

企業結合日

平成27年10月 1 日

企業結合の法的形式

せいしん信用保証株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割

結合後企業の名称

全国保証株式会社

取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として事業を承継したためであります。

(2) 財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成27年10月1日から平成28年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	0百万円
取得原価		0百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

法律事務所に対する報酬・手数料等 2百万円

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	524	百万円
資産合計	524	"
流動負債	80	"
固定負債	444	"
負債合計	524	"

なお、引き受けた信用保証事業に係る保証債務の残高は、41,329百万円であります。

(6) 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社の事業は、信用保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)及び当事業年度(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	879.81円	1,077.02円
1 株当たり当期純利益金額	219.68円	250.20円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	219.65円	250.15円

(注) 1. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	15,112	17,204
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	15,112	17,204
普通株式の期中平均株式数(株)	68,793,888	68,760,762
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	9,214	15,694
(うち新株予約権(株))	(9,214)	(15,694)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J - E S O P)に残存する当社株式は、1 株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前事業年度64,071株、当事業年度99,977株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前事業年度100,700株、当事業年度99,650株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	-	-	-	194	121	8	72
車両運搬具	-	-	-	55	26	11	28
工具、器具及び備品	-	-	-	350	249	39	100
土地	-	-	-	4	-	-	4
有形固定資産計	-	-	-	604	398	59	206
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	888	482	141	405
ソフトウェア仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	3	-	-	3
無形固定資産計	-	-	-	891	482	141	409
長期前払費用	157	21	54	123	51	22	72

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	7,537	4,002	4,317	419	6,802
賞与引当金	179	209	179	-	209
債務保証損失引当金	10,193	1,815	4,002	-	8,006
株主優待引当金	69	126	69	-	126
株式給付引当金	17	18	2	-	33

(注) 損益計算書上、債務保証損失引当金の取崩額と貸倒引当金繰入額は、相殺して表示しております。なお、貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、求償債権を債権回収会社へ譲渡したことによる戻入額等であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

(単位：百万円)

区分	金額
現金	0
預金	
当座預金	38
普通預金	30,391
通知預金	4,200
定期預金	114,650
別段預金	9
計	149,289
合計	149,289

ロ．求償債権

保証債務の履行により生ずる求償債権11,989百万円であります。

ハ．有価証券

(単位：百万円)

銘柄			金額
満期保有 目的の債券	国債・ 地方債等	第285回利付国債(10年)	1,377
		小計	1,377
	社債	(株)大和証券グループ本社第12回無担保社債(社債間限定同順位 特約付)	500
		ルノー第15回円貨社債(2014)	500
		日本生命2011基金特定目的会社第1回A号特定社債(一般担保 付)	300
		その他(4銘柄)	400
		小計	1,700
	その他	譲渡性預金	1,000
		小計	1,000
	計		4,077

(単位：百万円)

銘柄			金額
その他 有価証券	その他	野村信託銀行 実績配当型金銭信託「Regista」16-01	1,000
		野村信託銀行 実績配当型金銭信託「Regista」16-02	1,000
		野村信託銀行 実績配当型金銭信託「Regista」16-03	1,000
		計	
	合計		

固定資産

イ．投資有価証券

(単位：百万円)

銘柄			金額
満期保有 目的の債券	国債・ 地方債等	第100回利付国債(20年)	1,671
		第85回利付国債(20年)	1,670
		第67回利付国債(20年)	1,657
		第76回利付国債(20年)	1,650
		第93回利付国債(20年)	1,647
		第116回利付国債(20年)	1,442
		第45回利付国債(20年)	1,426
		第55回利付国債(20年)	1,406
		第109回利付国債(20年)	1,401
		第127回利付国債(20年)	1,389
		その他(15銘柄)	8,266
		小計	23,630
	社債	(株)三井住友銀行第26回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	1,000
		(株)りそな銀行第13回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	1,000
		(株)三井住友フィナンシャルグループ第2回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	1,000
		(株)三菱東京UFJ銀行第38回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	800
		日本生命2015基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)	700
		(株)三井住友フィナンシャルグループ第6回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	540
		(株)三井住友銀行第27回無担保社債(劣後特約付)	500
		(株)トマト銀行第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	500
		(株)三菱東京UFJ銀行第36回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	500

(単位：百万円)

銘柄			金額	
満期保有 目的の債券	社債	(株)りそな銀行第10回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	500	
		(株)みずほ銀行第21回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	500	
		東日本高速道路(株)第21回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	500	
		明治安田生命2014基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)	500	
		(株)みずほフィナンシャルグループ第4回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	500	
		(株)三井住友フィナンシャルグループ第5回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	500	
		三井住友トラスト・ホールディングス(株)第2回無担保社債(劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付)	500	
		その他(22銘柄)	4,399	
	小計		14,439	
	その他	MASCOT INVESTMENTS LIMITED 1509-03	500	
期限付劣後債リパッケージ・ユーロ円債1510-D09		500		
期限付劣後債リパッケージ・ユーロ円債1512-D04		500		
小計		1,500		
計		39,570		
その他 有価証券	株式	住友不動産(株)	691	
		(株)愛媛銀行	233	
		(株)池田泉州ホールディングス	222	
		(株)富山銀行	127	
		(株)島根銀行	102	
		(株)栃木銀行	85	
		(株)第三銀行	77	
		(株)大光銀行	76	
		(株)宮崎太陽銀行	75	
		(株)高知銀行	58	
		(株)筑邦銀行	46	
		その他(8銘柄)	271	
		小計		2,069

(単位：百万円)

銘柄			金額
その他 有価証券	その他	(投資信託受益証券)	
		ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)	4,035
		ダイワ外国為替債券戦略ファンド	1,916
		ダイワ日本企業外債ファンド(為替ヘッジあり)2014-11	1,000
		ダイワ日本企業外債ファンド(為替ヘッジあり)2014-08	995
		その他(1 銘柄)	95
		(金銭信託)	
		三井住友信託銀行 合同運用指定金銭信託(運用先明示型)	400
		(優先出資証券)	
	滋賀県信用組合	291	
	小計	8,734	
計		10,804	
合計			50,374

流動負債

イ．前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、 1 年以内に収入保証料へ計上される見込みのもの
 13,476百万円であります。

固定負債

イ．長期前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、 1 年を超えて収入保証料へ計上される見込みのもの
 134,302百万円であります。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
営業収益 (百万円)	5,997	12,558	18,951	31,918
税引前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	4,151	10,304	14,933	26,303
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	2,735	6,839	9,921	17,204
1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	39.79	99.46	144.29	250.20

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり 四半期純利益金額 (円)	39.79	59.67	44.83	105.91

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りです。 http://www.zenkoku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第35期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第36期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第36期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月9日関東財務局長に提出。

事業年度 第36期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月9日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成27年6月23日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月21日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている全国保証株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国保証株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、全国保証株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、全国保証株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。